

長野県山岳協会 指導委員会規程

(名称)

第一条 本委員会は長野県山岳協会指導委員会（以下「本委員会」といい）本部を長野県山岳協会（以下「協会」といい）事務局内におく。

(組織)

第二条 本委員会は協会所属の以下の（公益財団法人）日本体育協会、（公益社団法人）日本山岳協会公認の指導員（以下「指導員」）で組織する。

(1) 山岳指導者

山岳指導員、山岳上級指導員、山岳コーチ、山岳上級コーチ

(2) スポーツクライミング指導者

スポーツクライミング指導員、スポーツクライミング上級指導員、
スポーツクライミングコーチ、スポーツクライミング上級コーチ

(目的)

第三条 本委員会は長野県山岳協会規約第18条に基づく機関であって、協会加盟団体員及び地域住民と一般登山者に対して正しい山岳知識、登山技術の指導普及をはかり、安全な登山技術及び登山指導方法の研究を行い、登山マナーの向上と遭難防止をはかる。

(事業)

第四条 本委員会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 指導員の派遣。
- (2) 登山に関する講習会の開催。
- (3) 指導員の養成と検定。
- (4) 指導員を対象とした研修会、研究会の開催。
- (5) その他必要な事業。

(構成及び役員)

第五条 専門委員会は、各支部推挙の専門委員と専門委員会委嘱の専門委員で構成する。

2. 委員長1名、副委員長1名は、専門委員会で互選する。
3. 監事2名は、総会で選出する。
4. 任期は2年とし、再任を妨げない。

(任務)

第六条 委員長は本会を代表し会務を統括する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその任務を代行する。
3. 専門委員は、総務、検定、普及、研究、研修の各任務を分担する。
4. 監事は指導委員会の会計を監査する。

(機関)

第七条 指導委員会の会議は総会、専門委員会とする。

2. 総会は毎年2月に開き、専門委員、指導員の過半数（委任を含む）の出席により成立し、事業報告、会計・監査報告、及び事業計画、予算の承認、その他の必要事項について審議決定ならびに監事の選出を行う。
3. 総会及び専門委員会は委員長が招集する。
4. 専門委員会は次の部をおく。
 - (1) 総務部 各事業の計画に関する事、指導員の掌握に関する事、会計に関する事、各部との連絡に関する事、他の部に属さない事項。
 - (2) 検定部 指導員の検定に関する事。
 - (3) 普及部 各種講習会の開催及びテキストの作成に関する事、PRに関する事。
 - (4) 研究部 登山技術、その他専門的研究・指導に関する事。
 - (5) 研修部 指導員相互の講習、研修、養成に関する事。

(会計)

第八条 本委員会の経費は会費、協会からの交付金、寄付金、その他収入をもってあて、会計年度は3月1日から翌年2月末日とする。

(規程の改廃)

第九条 本規程の改廃は総会で出席者の過半数の賛成をえて協会理事会の承認を得る。

(附則)

1. 長野県山岳連盟、全日本山岳連盟公認指導員規程（昭和37年11月18日）は廃止する。
2. 役員の任期は昭和41年度に限り昭和43年3月31日までとする。
3. この規程は昭和41年8月7日から実地する。
4. 昭和46年5月10日改正
5. 平成9年3月11日改正（地域スポーツ指導員制度による。）
6. 平成29年2月25日改正

長野県山岳協会指導員服務規程

第一条 この規程は、長野県山岳協会所属の長野県山岳協会指導員指導委員会規程第二条に
属する指導員（以下「指導員」という）の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 指導員は長野県山岳協会指導委員会（以下「委員会」という）で行う総会・研修会及び研究会、講習会へ年1回以上出席しなければならない。

2. 指導員は、長野県山岳協会（以下「協会」という）理事会及び専門委員会または団体から要請があつて指導委員長から派遣の指名があつたときは、その任にあつたしなければならない。
3. 指導員は、会費年額2000円を6月30日までに納入しなければならない。

第三条 次の各項に該当するときは、指導委員会で調査検討し、協会理事会の決定により、指導員資格を失うものとする。

- (1) 正当な理由がなく所定総会・研修会、講習会へ出席しないとき。
- (2) 長野県山岳協会規約に違反し、指導員としての対面を汚したとき。
- (3) 長野県山岳協会所属の組織から離れたとき。
- (4) 指導員の会費を納入期日の月から3ヶ月以上理由なく滞納したとき。または、指導員の会費を2ヶ年滞納したとき。

（会費の免除）

第四条 指導員が日本山岳協会から休止を認められた場合、その期間に限る。ただし、年度の中間のときは、その年度の会費は納める。

2. 指導員が勤務など特別な事情がある場合に限り、本人の申請によりその期間に限る。ただし年度の中間のときは、その年度の会費は納める。

（規程の改廃）

第五条 本規程の改廃は、総会で出席者の過半数の賛成を得て協会理事会の承認を得る。

（附則）

1. この規程は、昭和41年9月18日から施行する。
2. 昭和46年5月10日改正
3. 平成2年3月 1日改正
4. 平成9年3月11日改正（地域スポーツ指導員制度発足による。）
5. 平成29年2月25日改正